



入院時食事療養費

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については１８時以降）適時で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額（１食につき）

2026年6月1日

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額（１食当たり）（１日３食を限度）	
一般（下記いずれにも該当しない者）	一般（下記いずれにも該当しない者）	550円	
低所得者Ⅱ（住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※１）	過去１年間の入院期間が９０日以内	270円
		過去１年間の入院期間が９０日超	220円
該当なし	低所得者Ⅰ	160円	
	低所得者Ⅰ（※２）	130円	
低所得者Ⅱに該当しない指定難病患者	低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない指定難病患者	330円	

※１ 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※２ 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時に０円となる者
あるいは、老齢福祉年金受給権者